

## 県職連合那覇支部 職場・分会活動費交付要領

### (目的)

第1 この要領は、県職連合那覇支部に所属する職場・分会の組合員及び準組合員（以下「組合員等」と言う。）の元気回復、健康増進並びに職場・分会の組織強化を目的とした活動に助成するため、必要な事項を定めるものとする。

### (活動の定義)

第2 職場活動とは、職場・分会単位（組合員等が50人以上の職場・分会は、班単位での申請も可）で実施するレクリエーション、文化活動及び観月会等を対象とする。なお、忘新年会、歓送迎会は対象外とする。

### (活動費の助成額)

第3 活動費として助成する額は、職場・分会単位で実施する活動に係る組合員等負担の一部とし、組合員等一人あたり1,000円とする。

### (助成対象期間)

第4 対象期間は、当該会計年度の9月1日から8月31日までの1年間とする。

### (活動費の申請)

第5 申請は、事後申請とする。「職場・分会活動費申請書・名簿」と活動に要した「経費に係る領収書（原則：原本）」を提出・添付すること。

- (1) 申請は対象期間内1回とし、提出期限は翌会計年度の9月30日までとする。
- (2) 組合員等の数は、その活動に参加した組合員等とし、組合費免除者も対象とする。

### (活動費の交付)

第6 活動費の交付決定は、支部の審査を経て支部長が決定する。

### (雑則)

第7 この要領のほか、職場・分会活動費の交付に関し必要な事項は、支部執行委員会の協議に基づき支部長が決定する。

### (附則)

この要領は、2017年7月19日に遡って実施する。（那覇支部設立2017年7月19日）

2017年10月23日那覇支部執行部承認。



## 那覇支部 職場・分会活動費申請書

代 表 者		連絡先
実 施 内 容		
実 施 年 月 日	2 0	年 月 日
実 施 場 所		
参 加 組 合 員 数	人	(組合員および準組合員)
申 請 金 額	円	(上限：一人あたり1,000円)
振 込 先	金 融 機 関	沖縄県労働金庫 支店・出張所
	口 座 番 号	普通預金
	口 座 名 義 人 (カタカナ)	
<p>上記のとおり請求します。</p> <p style="text-align: right;">2 0 年 月 日</p> <p>県職連合那覇支部 支部長 殿</p> <p style="text-align: center;">職場名</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 印</p>		
※決 定 金 額	円	
<p>上記のとおり決定する。</p> <p style="text-align: center;">2 0 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">組 合 承 認 印</p>		

注 1 ※印の欄は記入しないこと。

注 2 交付申請は、「職場・分会活動費申請書、名簿」と活動に要した「経費に係る領収書（原則：原本）」を提出・添付すること。

注 3 振込口座は、沖縄県労働金庫に限る。

注 4 領収書は、下記空欄か裏面に貼り付けて下さい。

那覇支部 職場・分会活動費申請書 (参加者名簿)

NO	氏名	職員番号	区分	※助成決定額
1			組合員・準組合員	円
2			組合員・準組合員	円
3			組合員・準組合員	円
4			組合員・準組合員	円
5			組合員・準組合員	円
6			組合員・準組合員	円
7			組合員・準組合員	円
8			組合員・準組合員	円
9			組合員・準組合員	円
10			組合員・準組合員	円
11			組合員・準組合員	円
12			組合員・準組合員	円
13			組合員・準組合員	円
14			組合員・準組合員	円
15			組合員・準組合員	円
16			組合員・準組合員	円
17			組合員・準組合員	円
18			組合員・準組合員	円
19			組合員・準組合員	円
20			組合員・準組合員	円

注1 ※印の欄は記入しないこと。

注2 用紙が足りない場合はコピーしてください。